算式の符号

A　地方税法附則第29条の８の２の規定による非課税及び同法附則第29条の18第３項の規定による税率の特例による当該年度の５月末現在における当該市町村の属する都道府県内の市町村の軽自動車税減収見込額として総務大臣が調査した額

［略］

２　法第三条の三第二項の規定によって各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

A×0.7141971

［略］

３　法第三条の三第二項の場合において、令和元年度から令和三年度までの各年度分として各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の総額と各市町村について前項の算式によって算定した額の合計額との間に差額があるときは、その差額を同項の算式によって算定した額の最も大きい市町村に交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（廃置分合又は境界変更の場合の地方特例交付金の措置）

第五条　地方特例交付金の算定期日後において、地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における当該関係地方公共団体に対する地方特例交付金の措置については、次の各号に定めるところによる。

［一　略］

二　廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割されたときは、当該廃置分合前の地方公共団体に対して当該廃置分合の期日後において交付すべきであった地方特例交付金の額を、当該廃置分合により分割される区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった地方特例交付金の額に按分し、当該按分した額を当該廃置分合に係る区域が属することとなった地方公共団体に対し交付する。

［三　略］

（交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置）

第八条　［略］

２　前項の場合においては、同項の法第四条第一項の規定により決定し、又は変更する各都道府県及び各市町村に交付すべき額は、法第三条第一項に規定する個人住民税減収補塡特例交付金総額、法第三条の二第一項に規定する自動車税減収補塡特例交付金総額又は法第三条の三第一項に規定する軽自動車税減収補塡特例交付金総額から前項の加算すべき額を減額し、又はこれらに同項の減額すべき額を加算して得た額をそれぞれ個人住民税減収補塡特例交付金総額、自動車税減収補塡特例交付金総額又は軽自動車税減収補塡特例交付金総額として法第三条第二

算式の符号

A　地方税法附則第29条の８の２の規定による非課税及び同法附則第29条の18第３項の規定による税率の特例による当該年度の５月末現在における当該市町村の属する都道府県内の市町村の軽自動車税減収見込額として総務大臣が調査した額の算式によって算定した額

［同左］

２　法第三条の三第二項の規定によって各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

A×3.6266035

［同左］

３　法第三条の三第二項の場合において、令和元年度及び令和二年度の各年度分として各市町村に対して交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の総額と各市町村について前項の算式によって算定した額の合計額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によって算定した額の最も大きい市町村に交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（廃置分合又は境界変更の場合の地方特例交付金の措置）

第五条　地方特例交付金の算定期日後において、地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における当該関係地方公共団体に対する地方特例交付金の措置については、次の各号に定めるところによる。

［一　同上］

二　廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割されたときは、当該廃置分合前の地方公共団体に対して当該廃置分合の期日後において交付すべきであった地方特例交付金の額を、当該廃置分合により分割される区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体に対して交付すべきであった地方特例交付金の額に按分し、当該按分した額を当該廃置分合に係る区域が属することとなった地方公共団体に対し交付する。

［三　同上］

（交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置）

第八条　［同上］

２　前項の場合においては、同項の法第四条第一項の規定により決定し、又は変更する各都道府県及び各市町村に交付すべき額は、法第三条第一項に規定する個人住民税減収補塡特例交付金総額、法第三条の二第一項に規定する自動車税減収補塡特例交付金総額又は法第三条の三第一項に規定する軽自動車税減収補塡特例交付金総額から前項の加算すべき額を減額し、又はこれらに同項の減額すべき額を加算して得た額を法第三条第二項、第三条の二第二項若しくは第三項又は第三条の三第二項の規定により算定した各都道府県及び各市町村に交付すべき額に相当